

5 事業計画の変更に伴う予測・評価の見直し

「4 事業計画の変更内容及びその理由」に示した事業計画の変更に伴い、関連する項目について予測の見直しの有無を検討した。

検討の結果、大気汚染、騒音、振動、地形・地質、水文環境、日照障害、電波障害、景観、史跡・文化財の各項目については、表 5.1-1(1)～(2)に示す理由により予測の見直しは行わないこととした。

表 5.1-1(1) 予測の見直し項目及びその理由

項目	見直しを行う、または、行わない理由	再予測の有無
大気汚染	【工事用車両の走行に伴う大気質への影響】 工事用車両が最大となる時期(第3期西側工区の除却工事の時期)における調査は終了し、「事後調査報告書(工事の施行中その6)」で報告済みであるため、予測の見直しは行わない。	×
	【関連車両の走行に伴う大気質への影響】 住宅戸数に変更がないため、団地発生集中交通量にも変更は無い。そのため、予測の見直しは行わない。	×
騒音	【工事用車両の走行に伴う道路交通騒音】 工事用車両が最大となる時期(第3期西側工区の除却工事の時期)における調査は終了し、「事後調査報告書(工事の施行中その6)」で報告済みであるため、予測の見直しは行わない。 【建設機械の稼働に伴う建設作業騒音】 住宅団地としての規模及び外構工事の規模に大きな変更はないため、予測の見直しは行わない。	×
	【関連車両の走行に伴う道路交通騒音】 住宅戸数に変更がないため、団地発生集中交通量にも変更は無い。そのため、予測の見直しは行わない。	×
振動	【工事用車両の走行に伴う道路交通振動】 工事用車両が最大となる時期(第3期西側工区の除却工事の時期)における調査は終了し、「事後調査報告書(工事の施行中その6)」で報告済みであるため、予測の見直しは行わない。 【建設機械の稼働に伴う建設作業振動】 住宅団地としての規模及び外構工事の規模に大きな変更はないため、予測の見直しは行わない。	×
	【関連車両の走行に伴う道路交通振動】 住宅戸数に変更がないため、団地発生集中交通量にも変更は無い。そのため、予測の見直しは行わない。	×
地形・地質	【土地の改変等による土地の安定性の変化の程度】 土地の改変等による土地の安定性に対する影響が最大となる時期(第1期工区、第2期工区、第3期西側工区の最大切土部等が出現する時期)における調査は終了し、「事後調査報告書(工事の施行中その1~8)」で報告済みであるため、予測の見直しは行わない。	×
水文環境	【土地の改変等による地下水の水位の変化の程度】 土地の改変等による地下水の水位に対する影響が最大となる時期(第1期工区、第2期工区、第3期西側工区の掘削工事の時期)に調査し、「事後調査報告書(工事の施行中その1~8)」で報告済みであるため、予測の見直しは行わない。	×
	【建造物の存在等による河川流量の変化の程度】 住宅団地としての規模に大きな変更はなく、雨水排水計画等の予測条件に大きな変更はないため、予測の見直しは行わない。	×

日照 阻害	<p>【建造物の存在による日照阻害】 住宅戸数及び配置に変更はなく、また計画区域から除外する区域には本事業において建造物を建設しない。そのため、予測の見直しは行わない。 なお、現在具体的な事業計画が未定である区域（N4-1, N4-2, S4-4）についての具体的な事業計画が定まった時点で、予測の見直しの有無を再検討し、必要に応じて再予測を行うこととする。</p>	×
電波 障害	<p>【建造物の存在による電波障害】 住宅戸数及び配置に変更はなく、また計画区域から除外する区域には本事業において建造物を建設しない。そのため、予測の見直しは行わない。 なお、現在具体的な事業計画が未定である区域（N4-1, N4-2, S4-4）についての具体的な事業計画が定まった時点で、予測の見直しの有無を再検討し、必要に応じて再予測を行うこととする。</p>	×
景観	<p>【建造物の存在による景観の変化の程度】 住宅戸数及び配置に変更はなく、また計画区域から除外する区域には本事業において建造物を建設しない。そのため、予測の見直しは行わない。 なお、現在具体的な事業計画が未定である区域（N4-1, N4-2, S4-4）についての具体的な事業計画が定まった時点で、予測の見直しの有無を再検討し、必要に応じて再予測を行うこととする。</p>	×
史跡・ 文化財	<p>【土地の改変等による史跡・文化財への影響】 事後調査の対象となる周知の埋蔵文化財包蔵地における調査は終了し、「事後調査報告書(工事の施行中その 1, 7)」で報告済みであるため、予測の見直しは行わない。</p>	×

6 その他

今回の変更に伴う工事工程及び事後調査計画に変更は無い。